

注 文 書

- 1 契約番号 2025001102

- 2 件 名 管理上水
液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務

- 3 場 所 大崎市古川地域上古川地内

- 4 期 間 自 令和 7年 10月 1日
至 令和 12年 3月 31日

- 5 別添書類
(1) 特記仕様書
(2) 参考明細書

- 6 担当課 大崎市上下水道部 上水道施設課

液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務 特記仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務に適用するものである。

(業務場所の所在及び名称)

第2条 受注者が業務を履行する場所の所在地及び名称は次のとおりである。

- (1) 所在地：大崎市古川字上古川 117 番地
- (2) 名称：大崎市上下水道部庁舎 3 階（水質検査室）

(業務内容)

第3条 水質検査機器の保守点検及び点検の内容は別添 1 のとおりとする。

なお、点検日程等の詳細については、調査職員と打ち合わせを行い決定することとする。

(調査職員)

第4条 発注者は、調査職員を置き、その氏名を受注者に通知することとする。調査職員を変更したときも同様とする。

調査職員は、この契約に基づく事項のうち、発注者が委任したもののほか、発注者の意図する成果を完成するための受注者または管理技術者に対する業務に関する指示、契約等に関する受託者の申し出または質問等に対する承諾または回答、契約履行に関する受注者または管理技術者との協議、業務進捗の確認及び契約履行状況の調査に関する権限を有する。

なお、上記に関する指示または承諾は、原則として、書面により行うこととする。

(管理技術者)

第5条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要事項を委託者に通知することとする。管理技術者を変更したときも同様とする。

管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う。

(器具類等)

第6条 本業務において、発注者が提供する器具、薬品、高圧ガス等は、受注者に無償で使用させる。また、受注者は有害な薬品類、高圧ガス等の取り扱いには、法令、規則等を遵守し、事故防止に努めなければならない。

(報告)

第7条 受注者は、点検終了ごとに、報告書を提出しなければならない。

(長期継続契約の該当について)

第8条 本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(暴力団等の排除について)

第9条 次のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

(その他)

第10条 本仕様書に掲げる事項及びその他の事項について疑義を生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者の協議をもってこれを定めるものとする。

- (1) 本業務における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。

(2) 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

別添 1. 保守点検業務に係る規程

本契約による保守点検対象機器の液体クロマトグラフ質量分析計は、下記の(1)～(3)構成機器とする。以下は各構成機器の保守点検業務内容を規程するものである。

保守点検対象機器	液体クロマトグラフ質量分析計	一式
構 成 機 器	(1) 質量分析計部	一台
	(2) 液体クロマトグラフ部	一台
	(3) 窒素発生装置部	一台

(1) 質量分析計部に係る規程

1. 機器名

AB Sciex 社製 TripleQuad5500

2. 保守, 点検

AB Sciex(株)保守点検仕様による

3. 点検頻度

年 1 回

4. 故障及び修繕

通年対応

5. 業務内容

稼働状況確認, 異常の有無の調査と確認, 接触部分・可動部分の清掃と点検, 定期点検部品点検と交換, 劣化・摩擦部分の調査と予防安全, 各部機構の動作点検と精度の確認

6. 修繕, 交換保証部品

通常消耗品を除く全部品

(2)液体クロマトグラフ部に係る規程

1. 機器名

Thermo Fisher Scientific 社製 Vanquish Flex (UV 付き)

2. 保守, 点検

Thermo Fisher Scientific(株)保守点検仕様による

3. 点検頻度

年 1 回

4. 故障及び修繕

通年対応

5. 業務内容

稼働状況確認, 異常の有無の調査と確認, 接触部分・可動部分の清掃と点検, 定期点検部品点検と交換, 劣化・摩擦部分の調査と予防安全, 各部機構の動作点検と精度の確認

6. 修繕, 交換保証部品

通常消耗品を除く全部品

(2)窒素発生装置部に係る規程

1. 機器名

エアータック社製 AT-5NP-25CSL

2. 保守, 点検

エアータック(株)保守点検仕様による

3. 点検頻度

年 1 回

4. 故障及び修繕

通年対応

5. 業務内容

稼働状況確認, 異常の有無の調査と確認, 接触部分・可動部分の清掃と点検, 定期点検部品点検と交換, 劣化・摩擦部分の調査と予防安全, 各部機構の動作点検と精度の確認

6. 修繕, 交換保証部品
通常消耗品を除く全部品



大崎市上下水道部

位置図

第 1 号 内 訳 書

液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務（令和7年度分）

一金 _____ 円也

費 目	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務（令和7年度分）	下記の①～③を構成機器とする。	式	1			対象期間： 令和7年10月1日 ～令和8年3月31日
① 質量分析計部	AB Sciex製 TripleQuad5500	台	1			
② 液体クロマトグラフ部	Thermo Fisher Scientific製 Vanquish Flex (UV付き)	台	1			
③ 窒素発生装置部	エアーテック製 AT-5NP-25CSL	台	1			
合 計						

第 2 号 内 訳 書

液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務（令和8～11年度分）

一金 円也

費 目	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務（令和8～12年度分）	下記の①～③を構成機器とする。	式	1			対象期間： 令和8年4月1日 ～令和12年3月31日
① 質量分析計部	AB Sciex製 TripleQuad5500	台	1			
② 液体クロマトグラフ部	Thermo Fisher Scientific製 Vanquish Flex (UV付き)	台	1			
③ 窒素発生装置部	エアーテック製 AT-5NP-25CSL	台	1			
合 計						